

厚生労働省和歌山労働局発表
令和2年1月31日



担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 佐藤 明士
	監察監督官 平井 裕弥
	電 話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

建設工事現場に対して一斉監督を実施

－12月に集中的に実施－

厚生労働省和歌山労働局（局長 池田 真澄）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内5か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される12月に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 82 現場
- 2 期 間 令和元年12月
- 3 実施結果 ※詳細は別紙1参照
 - (1) 監督指導を実施した75現場（171事業場）のうち46現場（61.3%）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。実施結果については、別紙1のとおり。
 - (2) 主な法違反については、
 - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが55事業場
 - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが37事業場であった。
 - (3) 違反が認められた46現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた16現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。
 - (4) 監督実施75現場のうち5現場（6.7%）において「工期にゆとりがない」との回答があった。

また、和歌山労働局では、年末年始無災害運動期間を迎えるに当たり、令和元年12月中に和歌山県内の労働基準監督署と合同で建設工事現場の安全パトロールを実施しました。（参考資料1）

【今後の方針】

和歌山県内における平成 31 年の休業 4 日以上の労働災害の約 13%は建設業で発生し、特に死亡災害については約 7 割を建設業が占めている状況にあります。今回の一斉監督においても、約 6 割の現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、和歌山労働局では、適正な工期での請負契約の締結等のため、平成 30 年 7 月 2 日付け建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂（別紙 2）により、発注者等に働きかけを行ってきたところですが、今回の一斉監督において約 1 割弱の現場で「工期にゆとりがない」と回答があったことを踏まえ、引き続き同ガイドラインに沿った取組がなされるよう普及を図ってまいります。

令和元年12月 建設現場一斉監督指導実施結果 概要

(実施期間:令和元年12月2日~12月27日)

[和歌山] 労働局

		建築現場		土木現場		その他		解体工事		合計	
監督現場数		43		28		2		2		75	
監督事業場数		115		49		2		5		171	
発注者別		現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数
	公共	10		26	1	1		1		38	1
	民間	33	4	2		1		1		37	4
	合計	43	4	36	1	2	0	2	0	75	5
請負金額別	1億9千万円未満	20		17		1		2		40	
	1.9~10億円未満	11		9		0		0		20	
	10億円以上	12		2		1		0		15	
	合計	43		28		2		2		75	

措置状況		元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)	元請	下請 (社)
法違反	現場数	29		14		1		2		46	
	事業場数	28	56	14	12	1		2	3	45	71
うち使用停止 命令等	現場数	12		4						16	
	事業場数	12	21	4	4					16	25
指導票	現場数	21		4						25	
	事業場数	19	6	2	2					21	8

※「現場数」については、元請・下請にかかわらず、現場全体としての状況について記入すること

※「発注者別」欄の右枠内については、工期にゆとりがないと回答した現場数を内数として記入すること

1 監督実施状況

工事別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 [対(A)]	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 [対(B)]
和歌山	建築	43	29	67.4%	12	41.4%
	土木	28	14	50.0%	4	28.6%
	解体	2	2	100.0%	0	0.0%
	その他	2	1	50.0%	0	0.0%
	計	75	46	61.3%	16	34.8%

2 主な違反事項

違反事項類別	主な内容	違反事業場数
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	・元請事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29 等) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法 31)	37
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	・足場等の作業床未設置または安全带等未使用 (安衛則 518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部等手すり等無しまたは安全带等未使用 (安衛則 519、653)	55
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない (安衛則 123)	4
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則 242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則 245)	1
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	・地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施(安衛則 361) ・掘削作業時の運搬機械等運行経路未周知(安衛則 364)	1
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	・玉掛けの資格を持たない者が同作業実施(安衛令 20(16)) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則 74 の 2) ・厚生労働大臣の定める基準に不適合な移動式クレーンの使用 (クレーン則 64)	0
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	・建設機械を運転する資格を持たない者が運転(安衛令 20(12)) ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則 155) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則 158)	7
【労働衛生関連】 ・アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業 ・有機溶剤作業	・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用 (粉じん則 27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク等の不使用(有機則 33)	10
【その他】 上記に該当しない指導事項	・作業主任者の周知(安衛則 18) ・通路の確保(安衛則 540) ・溶接棒ホルダー(安衛則 331)	33

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

Press Release



和歌山労働局発表
令和元年 11 月 25 日

担
当

和歌山労働局 労働基準部
健康安全課長 宮下 康彦
地方産業安全専門官 三木 邦章
電話 073-488-1151
FAX 073-475-0113

令和元年度の年末年始に和歌山労働局長が 土木工事現場を安全パトロールします。

・和歌山労働局長（池田真澄^{いけだますみ}）は、年末年始無災害運動期間中（12 月 1 日～1 月 15 日）の 12 月 10 日（火）午前に、和歌山労働基準監督署と合同で下記土木工事現場の安全パトロールを実施します。（詳細は裏面のとおり）

・和歌山労働局では、土木工事における労働災害が昨年同時期より大幅に増加している中で、各土木工事現場の安全管理対策の徹底を図ります。

特に、作業前点検の実施、作業手順の順守、非定常作業における安全確認の徹底及び高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検などを重点対策とします。

《取材にあたっての留意事項》

・取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で 12 月 5 日（木）17:00 までに健康安全課あて F A X で申込み願います。 期日までにお申込みいただけない場合は、入場をお断りする場合があります。

ご希望いただいた報道関係者は、パトロール当日 12 月 10 日（火）9:40 までに紀の川市下井阪の現場事務所（別添現場案内図参照）にお越しください。

※ 突発的な事情等により、パトロールを中止する場合は、当日 12 月 10 日（火）午前 9 時までに電話でご連絡します。

記

1 日 時 令和元年 12 月 10 日（火）10:00～

2 場 所 岩出^{きょうさくぶ}狭窄部下流下地区河道掘削工事

（和歌山県岩出市高塚地先～岩出市清水地先）

和歌山労働局長の土木工事現場安全パトロール実施要領

日 時 令和元年 12 月 10 日（火） 10：00～11：10（予定）

実施者 和歌山労働局長 池田 真澄 同局労働基準部長 西本 直哉
同局健康安全課長 宮下 康彦 和歌山労働基準監督署長 田中 稔 ほか

パトロール現場

発注者 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所
施工者 株式会社浅川組
工事名 岩出狭窄部下流下地区河道掘削工事
場所 和歌山県岩出市高塚地先～岩出市清水地先

集合場所（別添「現場案内図」を参照ください。）

紀の川市下井阪の現場事務所
（和歌山県紀の川市下井阪 302-2 井阪橋近く）

*** 当日は、9時40分までに現場事務所に集合願います。**

タイムスケジュール（予定）

10：00 工事現場集合後、工事概要説明
10：30 説明後、現場内全般をパトロール
11：00 講評
11：10 終了

《注意事項》

- ・事前に、取材予約されていない場合は、現場入場をお断りいたします。
- ・工事現場については、足元が汚れる可能性がありますので、適切な靴でお越しください。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には近づかないようにしてください。また、工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いいたします。

令和元年 12 月 10 日（火） 土木工事現場の安全パトロール

パトロール事業場

事業場名 株式会社浅川組 岩出狭窄部下流下地区河道掘削工事

場所 和歌山県岩出市高塚地先～岩出市清水地先

